

I 「医師確保計画」の策定

医療計画の策定事項に「医師の確保に関する基本的な事項」を追加し、具体的には、次の事項について書き込む必要

- ・ 医師の確保の方針
- ・ 二次医療圏・三次医療圏における医師の数 に関する指標を踏まえた「確保すべき医師数の目標」
- ・ 医師の派遣その他の医師の確保に関する施策

（公布通知 第2、1、（2）、ア、①及び②）

II 協議事項

- ・ 医師の派遣に関する事項
- ・ 指標に示される医師少数区域等に関する事項
 - 医師の能力開発・向上への援助
 - 医師の負担軽減措置
 - 大学と都道府県とが連携して行う取組
- ・ 臨床研修や専門医制度に関する事項
- ・ その他医師の確保に関する事項

（公布通知 第2、1、（2）、イ、③）

III 医療勤務環境改善支援事務との連携

- ・ 地域医療支援事務と医療勤務環境改善支援事務の相互連携
- ・ 医療勤務環境改善支援事務を実施するに当たり、医師少数区域等に派遣される医師が勤務することとなる病院又は診療所における勤務環境の改善の重要性等について留意

（公布通知 第2、1、（2）、ウ）

IV 同種の会議体の取扱いと構成員

○医師確保に関する他の会議体の取扱い

- ・ 地域医療対策協議会以外の医師確保に関する会議体は、地域医療対策協議会に一本化
- ・ 既存の他の協議会の機能を、ワーキンググループとして存続させる特別の必要がある場合には、そのような取扱いも可
→ ワーキンググループ設置の場合、地域医療対策協議会での最終決定が必要

（施行通知 第2、2、（3）、ア及びウ）

○構成員

- ・ 既存の構成員の必要性を精査し、極力人数を絞るよう見直しを行うこと。
- ・ 地域医療対策協議会とワーキンググループとで、両者の構成員が重複していたりといった非効率な運営が行われることのないよう十分留意

（施行通知 第2、2、（1）、イ及び（3）、ウ）

- ① 特定機能病院
- ② 地域医療支援病院
- ③ 公的医療機関
- ④ 臨床研修病院
- ⑤ 民間病院（今回の法改正において追加）
- ⑥ 診療に関する学識経験者の団体
- ⑦ 大学その他の医療従事者の養成に係る機関
- ⑧ 当該都道府県知事の認定を受けた社会医療法人
- ⑨ 独立行政法人国立病院機構
- ⑩ 独立行政法人地域医療機能推進機構
- ⑪ 地域の医療関係団体
- ⑫ 関係市町村
- ⑬ 地域住民を代表する団体

（運営指針 2.（2）ア）

公布通知：「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の公布について（通知）
平成30年7月25日付医政発0725第10号

施行通知：「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の一部の施行について
平成30年7月25日付医政発0725第13号

運営指針：地域医療対策協議会運営指針について
平成30年7月25日付医政発0725第15号